

当初設計書		設 計		精 算	
会計年度：令和 8 年度 事業名：からすえ橋上部工撤去事業 業務名：からすえ橋上部工撤去外業務委託 設計部課名：上下水道部下水道施設課 業務場所：久留米市 津福本町 地内 履行期間：130日間 単価世代：令和08年09月01日 公共 諸経費率：公共 令和08年04月01日					
設 計 の 概 要	(当初設計) 上部工撤去工 L=11.6m 樹木撤去工 一式 防護柵設置工 L=12.0m				

からすえ橋上部工撤去外業務委託

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
河川・道路構造物工事						
上部工撤去工	1	式				
舗装版切断 コンクリート舗装版 15cm以下	7	m			P 1 号	
泥水運搬（昼間）（3tトラック、吸引積込含む） 運搬距離7.0km超え14.0km以下	1	m3				
コンクリート舗装切断濁水処分費	1	m3				
構造物とりこわし 鉄筋構造物 機械施工	12	m3			施 1 号	
構造物とりこわし 鉄筋構造物 人力施工	1	m3			施 2 号	
殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込	13	m3			P 2 号	
産業廃棄物中間処理料コンクリート(有筋) (積算単価)久留米県土管内	13	m3				
樹木撤去工	1	式				
伐採工（人力伐採） 幹周30cm以上60cm未満	2	本			単 1 号	
伐採工（人力伐採） 幹周60cm以上90cm未満	2	本			単 2 号	

久留米市

からすえ橋上部工撤去外業務委託

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
伐採工（人力伐採） 幹周90cm以上120cm未満	3	本			単 3 号	
伐採・抜根工 中低木 H=1.0m未満	5	m2			単 4 号	
運搬(伐木除根) 人力施工 運搬距離4.5km以下 DID区間無し	1	m3			P 3 号	
木くず処分	1	m3				
防護柵設置工	1	式				
防護柵設置工 ガードパイプ・土中建込	12	m			単 5 号	
仮設工	1	式				
仮排水管設置・撤去工	1	式			単 6 号	
仮設進入路設置・撤去	1	式			単 7 号	
土嚢（大型・小型）製作・設置・撤去	1	式			単 8 号	
交通誘導員	1	式				
交通誘導警備員 B	9	人日			施 3 号	

久留米市

からすえ橋上部工撤去外業務委託

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
仮設材（コルゲートパイプ） 運搬、積込、荷卸費	1	式			単 12 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				

からすえ橋上部工撤去外業務委託

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
消費税等相当額	1	式				
合計						

からすえ橋上部工撤去外業務委託

【 第 6 号 単価表 】						
仮排水管設置・撤去工						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コルゲートパイプ 据付 フランジ 型 1,200mmを超え1,800mm以下	45	m			P 4 号	
コルゲートパイプ パッキング	45	m				
コルゲートパイプ 撤去 フランジ 型 1,200mmを超え1,800mm以下	45	m			P 5 号	
計						
単位当たり						

からすえ橋上部工撤去外業務委託

【 第 7 号 単価表 】 仮設進入路設置・撤去						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
汚濁防止フェンス設置	9	m			施 4 号	
汚濁防止フェンス撤去	9	m			施 5 号	
汚濁防止フェンス賃料	9	m			単 9 号	
路体(築堤)盛土 4.0m以上 20,000m3未満 障害有り	190	m3			P 6 号	
真砂土 地山状態	135	m3				
切込碎石 径50mmまで	55	m3				
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚100mm 1層施工	36	m2			P 7 号	
掘削 オープンカット 土砂 5,000m3未満	193	m3			P 8 号	
第3種発生土処分	193	m3				
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3) 土砂	193	m3			P 9 号	
計						
単位当たり						

からすえ橋上部工撤去外業務委託

【 第 8 号 単価表 】						
土嚢（大型・小型）製作・設置・撤去						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
大型土のう製作・設置 設置作業半径5mを超え20m以下	18	袋			施 6 号	
大型土のう製作・設置 設置作業半径20m以上	7	袋			単 10 号	
大型土のう撤去 設置作業半径6m以下	25	袋			施 7 号	
第3種発生土処分	25	m3				
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3) 土砂	25	m3			P 9 号	
土のう積工 小口並べ 仕拵・積立・撤去	11	m2			施 8 号	
防護シート設置・撤去 既設ブロック積部	54	m2			単 11 号	
計						
単位当たり						

からすえ橋上部工撤去外業務委託

【 第 12 号 単価表 】 仮設材（コルゲートパイプ） 運搬、積込、荷卸費						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設材等の運搬(1車1回) 往復 製品長12m以内	5.6	t			施 10 号	
仮設材等の積込み・取卸し費 基地積込→現場→基地取卸	5.6	t			施 11 号	
計						
単位当たり						

からすえ橋上部工撤去外業務委託
特記仕様書

令和8年度

久留米市企業局

上下水道部 下水道施設課

作成：令和8年9月

特記仕様書

1. 適用	(1) 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。 (2) 本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。 ■ 土木工事共通仕様書(福岡県県土整備部) ■ 土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部) ■ 舗装設計施工指針((社)日本道路協会) ■ 道路橋示方書・同解説((社)日本道路協会) ☐ 下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省 都市・地域整備局下水道部) ☐ 久留米市公共下水道標準仕様書 ☐ 下水道工事施工管理マニュアル ■ 道路土工指針 ☐ コンクリート標準示方書 ■ 橋梁撤去技術マニュアル(北陸橋梁撤去技術委員会) ☐ ☐
2. 共通事項	
①他工事との調整	■ 近接の工事とは、常に十分な調整を図らねばならない。 下記の発注工事と調整を図ること。 ☐ 久留米市発注の工事 () ■ 久留米市企業局発注の工事 (旧し尿処理施設ガスホルダ外解体工事) ☐ その他官公庁関係の工事(発注者) () ☐ 九州電力発注の工事 ☐ NTT発注の工事 ☐ その他通信事業者の工事(企業名) () ☐ その他の工事(発注者) ()
②事前調査	■ 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、十分把握のうえ施工しなければならない。 下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。 ■ 着工前測量 (縦横断測量) ■ 上空調査 (上空架空線の確認) ■ 地下調査 (既設埋設管路の位置確認) ■ 影響調査 (近接する公共構造物等の着手前の確認) ☐ その他 ()
③本工事の制限	■ 本業務の施工にあたり、施工内容・施工時期・施工時間等について、下記の制限があるので、遵守すること。 ☐ 施工内容 () ☐ 施工時期 () ■ 施工時間 (9:00～17:00) ☐ その他 () ☐ 無 ※ やむを得ず、作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。

④週休2日に関する事項	□ 週休2日の試行対象業務 (1) 試行内容については、「久留米市週休2日工事試行要領(土木)」によること。ただし、間接工事費等の補正については、当初設計時より「月単位」の4週8休補正率で計上している。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑤遠隔臨場検査に関する事項	遠隔臨場の試行対象業務 (1) 試行内容については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」によること。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑥情報共有システムに関する事項	情報共有システムの試行対象業務 (1) 試行内容については、「久留米市情報共有システム試行要領」によること。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑦ワンデーレスポンスについて	ワンデーレスポンスの実施 本工事は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
⑧ウィークリースタンスについて	ウィークリースタンスの試行対象業務 本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
⑨産業廃棄物の運搬・処分	(1) 産業廃棄物の運搬車等に係る標示の義務付け有り。 (2) 産業廃棄物の運搬車等に係る書面備え付けの義務付け有り。 (3) 運搬処理について、下記項目の写真を品目毎に提出しなければならない。 なお、状況写真では車両ナンバーが確認できるように撮影すること。 ①施工状況、積込み等の搬出状況写真 (4) 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。 (5) 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の原本を監督職員に提示しなければならない。 (6) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめるうえ、監督職員と協議を行い契約変更の対象とする。 (7) 受注者は、当該濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの原本を監督職員に提示しなければならない。 ■ 資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により 「再生資源利用計画(実施)書」及び「再生資源利用促進計画(実施)書」は、「コブリス・プラス」による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を監督職員に提出し、その内容を説明しなければならない。 なお、業務完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
⑩事後調査	■ 竣工にあたり、事前調査の状況報告、復元等について報告すること。 下記の事後調査については、その結果を監督職員に報告すること。 □ 竣工時測量 () □ 上空復元報告 () □ 地下調査報告 () ■ 影響調査報告 (近接する公共構造物等の竣工後の確認) () □ その他 ()

3. 土工																				
①残土(建設発生土)処分	改良土プラント施設処分地の指定(下記) <table border="1"> <tr> <th>処分地の名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>(有)環境建設リサイクル施設荒木工場</td><td>福岡県久留米市荒木町今226-3</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> 設計の搬出先を上記に示す。 ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。 なお、選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。 COBRIS対象業務は、業務着手前までに「建設発生土処分地計画書」、業務完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。 なお、コブリス・プラス対象工事は「土砂受領書」もあわせて提出すること。 その他処分地の指定(下記) <table border="1"> <tr> <th>処分地の所在地</th><th>受入側の工事名又は事業名</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> 設計の搬出先を上記に示す。 処分方法等については、監督職員の指示による。 コブリス・プラス対象工事は、業務着手前までに「建設発生土処分地計画書」、業務完成後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。 なお、コブリス・プラス対象業務は「土砂受領書」もあわせて提出すること。 建設発生土を民間地に搬出する場合、盛土規制法の許可を受けるなど搬出先が適正であることを確認すること。				処分地の名称	所在地	(有)環境建設リサイクル施設荒木工場	福岡県久留米市荒木町今226-3			処分地の所在地	受入側の工事名又は事業名								
処分地の名称	所在地																			
(有)環境建設リサイクル施設荒木工場	福岡県久留米市荒木町今226-3																			
処分地の所在地	受入側の工事名又は事業名																			
②埋戻し	材料指定有り 再生利用土 () 購入土(下記) その他(下記) <table border="1"> <tr> <th>材料名</th><th>条件</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> 材料指定無し				材料名	条件														
材料名	条件																			
4. コンクリート工																				
①生コンクリート仕様	下記仕様による <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>σ_{ck}</th><th>最大粗骨材寸法</th><th>スランプ</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 一般仕様書による				種別	σ_{ck}	最大粗骨材寸法	スランプ												
種別	σ_{ck}	最大粗骨材寸法	スランプ																	
②セメントの指定	下記仕様による 高炉セメントB種 普通ポルトランドセメント その他() 一般仕様書による																			
③水:セメント比	水:セメント比に指定有り(鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートは60%以下とする。) 水:セメント比は標準とする																			

5. 基礎工																							
①杭基礎	☐ 本業務において杭基礎有り ☐ 杭の許容支持力は下記による <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th><th style="width: 50%;">支持力</th></tr> <tr> <td></td><td>KN/本</td></tr> <tr> <td></td><td>KN/本</td></tr> </table> ☐ 試験杭の指定 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 25%;">施設名</th><th style="width: 15%;">本数</th><th style="width: 15%;">杭長</th><th style="width: 45%;">備考</th></tr> <tr> <td></td><td>監督職員の指示による</td><td>- m</td><td>1. 本杭に使用し、余長分は切断</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>2. 位置は監督職員と協議</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ</td></tr> </table> 試験杭の結果、杭長に変更が生じた場合は、監督職員と協議する。 ☐ 施工方法 ☐ フレホーリング'拡大根固め工法[建設大臣認定] ☐ その他() ☐ 載荷試験 ☐ 要(本) ☐ 不要 ☐ 杭の材質、形状、寸法等は設計図書による ☒ 本業務において杭基礎無し	施設名	支持力		KN/本		KN/本	施設名	本数	杭長	備考		監督職員の指示による	- m	1. 本杭に使用し、余長分は切断				2. 位置は監督職員と協議				3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ
施設名	支持力																						
	KN/本																						
	KN/本																						
施設名	本数	杭長	備考																				
	監督職員の指示による	- m	1. 本杭に使用し、余長分は切断																				
			2. 位置は監督職員と協議																				
			3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ																				
②直接基礎	☐ 本業務において直接基礎有り ☐ 載荷試験 要 試験法() ☐ 載荷試験 不要 ☒ 本業務において直接基礎無し																						
6. 仮設工	☐ 指定仮設工法有り ☒ 任意仮設工法有り ☐ 本業務において仮設工無し																						
①土留工	☐ 本業務において土留工法有り ☐ 一般仕様による ☐ 指定工法 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">仮設材</th><th style="width: 50%;">工法</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	仮設材	工法																				
仮設材	工法																						
②仮設物の存置	☐ 本業務において仮設物の存置有り ☐ 本業務で施工する下記仮設物については、業務完成後も存置すること。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">仮設物の内容</th><th></th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> ☐ 本業務で使用する下記仮設物については、既に設置済みである。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">仮設物の内容</th><th></th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	仮設物の内容				仮設物の内容																	
仮設物の内容																							
仮設物の内容																							
③水替工	☐ 本業務において水替工有り ☐ 釜場排水 ☐ ウェルポイント(設計図書による) ☐ ディープウェル(設計図書による) ☐ その他 ()																						

④交通誘導員	■ 交通誘導員有り □ 指定路線での業務 (第1条) 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。 <table border="1" data-bbox="477 360 1358 633"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 360 679 398">資 格</th><th data-bbox="679 360 1358 398">資 格 要 件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 398 679 481">1・2級交通誘導警備検定合格者</td><td data-bbox="679 398 1358 481">交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者</td></tr> <tr> <td data-bbox="477 481 679 633">交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td><td data-bbox="679 481 1358 633"> ・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者 </td></tr> </tbody> </table> (第2条) 本工事における交通誘導員は、規制箇所毎に交通誘導員Aを1名、それ以外を全て交通誘導員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導員Bとは、交通誘導員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者をいう。 ■ 指定路線外での業務 (第1条) 本業務は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。 配置箇所 □ 施工区間の前後 □ 交差点部 ■ その他 (仮排水管、仮設進入路および大型土嚢の設置・撤去時) □ 交通誘導員無し 交通誘導員については、原則設計計上しない。	資 格	資 格 要 件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者
資 格	資 格 要 件						
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者						
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者						
8. 共通仮設費							
1) 運搬費	■ 指定事項有り コルゲートパイプの運搬						
	□ 指定事項無し						
2) 準備費	□ 指定事項有り						
	■ 指定事項無し						
3) 事業損失防止施設費	□ 指定事項有り						
	■ 指定事項無し						
4) 安全費 工事標識、 保安施設標識	業務標識、保安施設標識の設置箇所等については、監督職員と綿密に協議すること。						
5) 役務費	□ 指定事項有り						
	□ 借地						
	()						
	□ 電力						
	□ 用水						
	□ その他						
	■ 指定事項無し						

6) 技術管理費	☐ 指定事項有り ☐ 指定事項無し														
7) 営繕費	☐ 指定事項有り ☐ 指定事項無し														
8) 現場環境改善費	☐ 指定事項有り ☐ 指定事項無し														
9. 現場管理費															
支給品等	☐ 本業務において支給品等有り ☐ 支給品等有り <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">品名</th> <th style="width: 40%;">場所</th> <th style="width: 20%;">延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ☐ 支給品等無し			品名	場所	延長									
品名	場所	延長													
10. 検査															
① 中間検査	☒ 下記事項については、検査を要するため、監督職員と協議すること。 ☐ 部分使用検査 () ☐ 随時検査 () ☒ 材料検査 (防護柵設置工) ☐ その他 ()														
② 社内検査	工事の適正な品質を確保するため、自主的な社内検査を実施。 なお、社内検査報告書の提出は必要ありません。														
11. 提出書類等															
① 施工計画書の提出について	(1) 施工計画書の提出(当初請負額5,000万円以上の場合) (2) 施工計画書(簡易版)の提出(当初請負額5,000万円未満の場合) ただし、「施工管理計画」「安全管理」「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正管理方法」について記載した書類を提出すること。 また、道路使用許可を要する場合、道路使用許可を受けた時点で速やかに「交通安全管理計画書」を提出すること。 なお、下記事項については、監督職員と協議し提出すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">記載事項</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			記載事項	内容										
記載事項	内容														
② 工事の一部を下請に出す場合	① 施工体制について 受注者は、下請工事がある場合、下請契約後10日以内に監督職員へ提出するものとする。施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。 また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に提出するものとする。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。 なお、施工体制台帳、施工体系図および誓約書(下請負人用)の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 また、受注者は施工体制台帳および施工体系図の写しを「工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」に掲示しなければならない。 (1) すべての工事 … 施工体制台帳・施工体系図・誓約書(下請負人用) ※業務外注計画書・下請契約報告書の提出は不要 ② 下請人の市内優先活用 受注者は、下請契約の相手方を市内中小企業から選定するように努めなければならない。 また、下請契約の相手方を市外業者(市内に本店を有する業者以外の業者)とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて「選定理由書」を監督職員に提出すること。														
③ 安全訓練等の実施について	安全訓練等の活動計画書については現場着手前に、活動報告書については業務安全対策自己点検チェックリストを実施後7日以内に業務打合せ簿にて監督職員に提出しなければならない。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。														

12. 追記事項							
①業務各種保険	第三者保険の加入 (1) 受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。 法定外の労災保険の付保 (2) 受注者は業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。 なお、受注者は上記保険の証券等(契約内容が分かるもの)の写しを監督職員に提出すること。						
②公共事業各種調査等に対する協力	(1) 公共事業各種調査の協力について 本業務が公共事業各種調査等の対象業務となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本業務の工期経過後においても、同様とする。 (2) 公共事業各種調査に伴う日常管理について 本業務が公共事業各種調査等の対象業務となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って日頃より管理しなければならない。 (3) 公共事業各種調査に伴う下請け契約業者について 本業務の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け業務の受注者(当該下請け業務の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前(2)項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。						
③下請負人等の選定	(1) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。 (2) 業務材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。						
④暴力団排除に関する事項	受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。 (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。						
⑤暴力団排除に係る下請契約に関する事項	受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。 (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。						
⑥暴力団等排除連携会議に関する事項	予定価格1.5億円以上の業務及びその附帯業務並びに市長が必要と認めた業務(工場製作工程が主たる工程となる業務を除く)の受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は、暴力団等排除連携会議(以下「連携会議」という。)に加入しなければならない。 (2) 受注者は、当該業務の下請人を連携会議に加入させなければならない。 (3) 受注者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による業務現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。 <table><tr><td>予定価格による設置基準</td><td>会議形態</td></tr><tr><td>5億円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務</td><td>総 会</td></tr><tr><td>1億5千万円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務</td><td>研修会</td></tr></table> 総 会:元請及び下請け事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一堂に会する会議 研修会:元請及び下請け事業所の現場責任者が一堂に会する工程会議等に、警察と市が出向いて研修を行う会議	予定価格による設置基準	会議形態	5億円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	総 会	1億5千万円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	研修会
予定価格による設置基準	会議形態						
5億円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	総 会						
1億5千万円以上の業務及び当該業務に係る附帯業務	研修会						

⑦地域社会への貢献について	受注者は、自ら立案実施した地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、業務完成日までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。
⑧熱中症対策に関する事項	(1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行業務の業務期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。 (2) 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間業務の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。 なお、WBGT を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が25℃以上となる日数を真夏日とみなす。 (3) 工期とは、業務着手日から業務完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、業務全体を一時中止している期間は含まない。 (4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率＝ 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 (5) 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。
⑨業務カルテの作成登録	受注者は、業務請負代金額が500万円以上の業務について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し原則として、システムからのメールに添付して提出すること。監督職員の確認後、登録時に、監督職員から「業務実績データに登録の承諾」、「業務名」、「確認年月日」を記載したメールを受領すること。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。 ただし、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ発行時にシステムから監督職員にメール送信される場合、監督職員への提示や提出は不要とする。 ○受注時：契約後、土・日曜日、祝日などを除き10日以内 ○変更時：変更があった日から、土・日曜日、祝日などを除き10日以内 ○完成時：業務完成後(※)土・日曜日、祝日などを除き10日以内 (※)検査職員が合格と認めた日 ○訂正時：適宜 ※)変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。
⑩前払い	☐ 本業務の契約は、2ヵ年度にわたるものであるが、契約年度に次年度の業務完成の時期を保証期間として、前払金を一括して支払うものとする。
⑪部分払い	☐ 令和 年度末に出来形検査を受け、同年度内に部分払いの請求を行うこと。

契約に関する特記仕様書

（監理技術者の兼務）

1. 本業務において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

ただし、当初予定価格(税込み)が3億円以上の業務、または、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

 - （１） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３） 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４） 同一の特例監理技術者が配置できる業務の数は、本業務を含め同時に2件までとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る業務であって、かつ、それぞれの業務の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の業務を一の業務とみなす。
 - （５） 特例監理技術者が兼務できる業務は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の業務でなければならない。
 - （６） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （９） 本市以外の機関が発注する業務との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。
2. 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する業務に該当することが受注時に予め判断される業務は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。
3. 届出した技術者は真にやむをえない場合を除き変更できない。（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く）
4. 業務の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の業務現場を兼務する場合、または監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」もしくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認をえること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。

（専任を要する主任技術者の兼務）

請負代金が4,500万円以上の業務のうち、業務の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる業務又は施工にあたり相互に調整を要する業務で、かつ、業務現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設業務を管理することができる。

ただし、兼務する業務の一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式業務、建築一式業務、電気業務、管業務、舗装業務であること。また、兼務する業務はいずれも同業種の場合に限る。

（現場代理人の兼務）

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

- ・ 兼務する業務の両方又はいずれか一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式業務、建築一式業務、電気業務、管業務、舗装業務であること。また、兼務する業務はいずれも同業種の場合に限る。
 - ・ 兼務業務件数は2件までとし、業務現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
 - ・ 兼務しても安全管理、工程管理等の業務現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
 - ・ 監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- なお、上記に関わらず次の要件を満たす場合は、3つの業務現場の現場代理人の兼務を認める。
- ・ 兼務する業務の全てが、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式業務であること。
 - ・ 業務現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
 - ・ 兼務しても安全管理、工程管理等の業務現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
 - ・ 監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

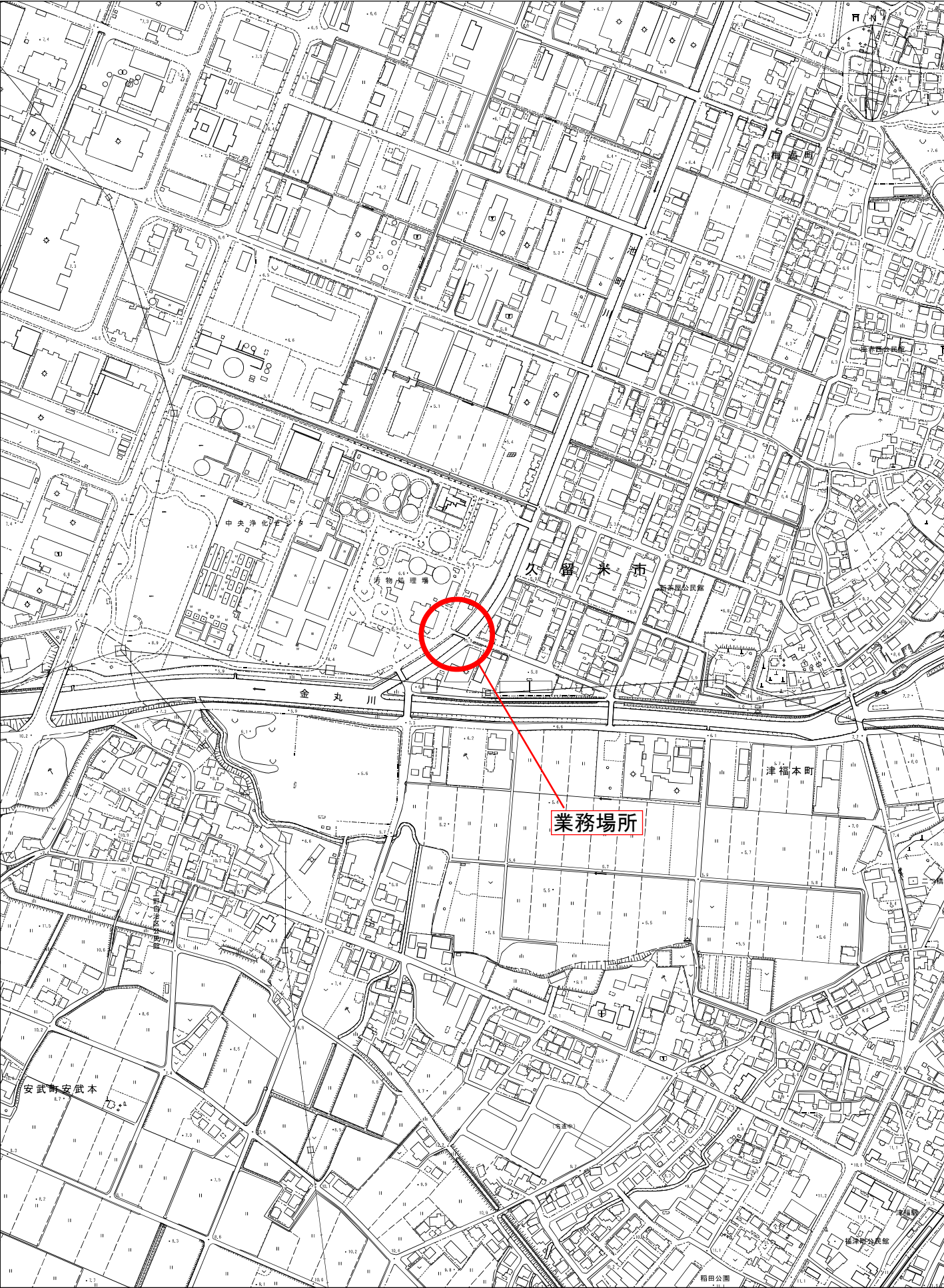
（余裕期間）

- ・ 本業務の工期は、契約締結日の翌日から130日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
- ・ 余裕期間内は、原則として着工（施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始）しないものとするが、監督職員との協議により着工することもできる。
- ・ 技術者の専任配置を要する業務については、着工日から技術者の専任を求めることとする。ただし、現場施工（資材の投入や仮設物の設置等）の着手日が仕様書等に明記されている場合には、現場施工の着手日から専任配置を求める。
- ・ 現場代理人は、現場施工の着手日から常駐を要する。
- ・ コリンズ登録は、余裕期間終了日（余裕期間内に着工する場合は、着工届の提出日）までに行うこと。
- ・ 業務金額（諸経費）の積算においては、余裕期間は考慮していない。

（着工届）

- ・ 着工届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着工する場合には、その前日までに提出すること。
- ・ 工程表は、着工届と合わせて提出すること。
- ・ 工程表には、余裕期間を表示すること。

位置図



0 100 400m

平面図

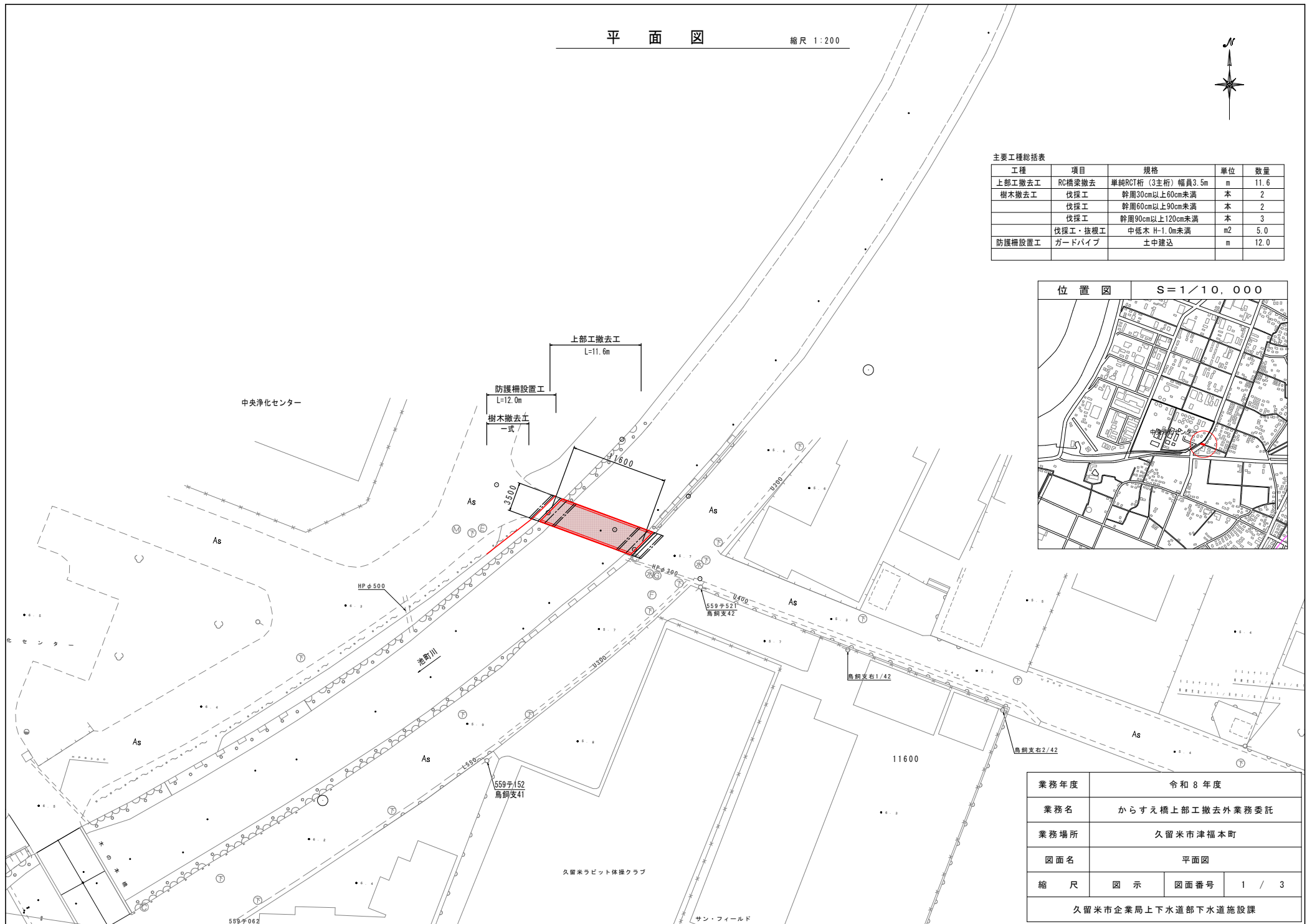
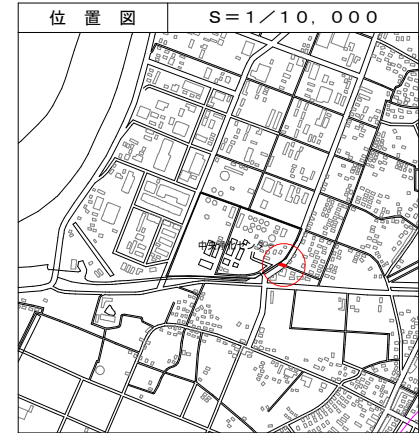
縮尺 1:200



主要工種総括表

工種	項目	規格	単位	数量
上部工撤去工	RC橋梁撤去	単純RCT桁 (3主桁) 幅員3.5m	m	11.6
樹木撤去工	伐採工	幹周30cm以上60cm未満	本	2
	伐採工	幹周60cm以上90cm未満	本	2
	伐採工	幹周90cm以上120cm未満	本	3
	伐採工・抜根工	中低木 H-1.0m未満	m2	5.0
防護柵設置工	ガードパイプ	土中建込	m	12.0

位置図 S=1/10,000



業務年度	令和8年度		
業務名	からすえ橋上部工撤去外業務委託		
業務場所	久留米市津福本町		
図面名	平面図		
縮尺	図示	図面番号	1 / 3
久留米市企業局上下水道部下水道施設課			

縮尺 1:100

[illegible]

550号251
高瀬支42

市道B51号線

鋪装版切断

HP 300

3850

11600

からすえ橋

鋪装版切断

3850

5000 3000 2000

防置橋川

ガードパイプ (60φ・2E)

久留

Technical drawing of a stepped shaft. The shaft has a total length of 410 mm. It features a central section with a diameter of 280 mm and a length of 60 mm. This central section is flanked by two sections with a diameter of 350 mm. The total length of the 350 mm diameter sections is 230 mm, with a 60 mm section on each end. The drawing shows a cross-section of the shaft with a red line indicating a specific feature or cut.

[illegible]

The diagram shows a vertical pile of total length 2200 mm. The pile is fixed at the bottom and has a horizontal displacement of 600 mm at the top. The pile is divided into two sections: a top section of 1400 mm and a bottom section of 800 mm. The top section is subjected to a uniform load of 150 kN/m. The bottom section is subjected to a point load of 50 kN at the top and a point load of 50 kN at the bottom. The pile is shown in a cross-section view with a red outline.

The diagram shows a vertical pile of total length 2200 mm. The pile is fixed at the bottom and has a horizontal displacement of 600 mm at the top. The pile is divided into two sections: a top section of 1400 mm and a bottom section of 800 mm. The top section is subjected to a uniform load of 150 kN/m. The bottom section is subjected to a point load of 50 kN at the top and a point load of 50 kN at the bottom. The pile is shown in a cross-section view with a red outline.

[illegible]

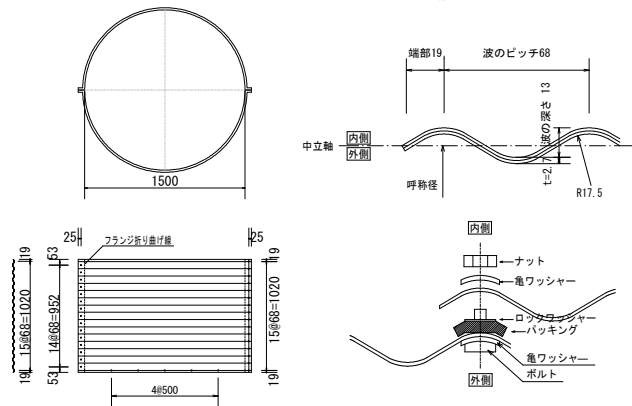
業務年度	令和 8 年度		
業務名	からすえ橋上部工撤去外業務委託		
業務場所	久留米市津福本町		
図面名	構 造 図		
縮 尺	図 示	図面番号	2 / 3
久留米市企業局上下水道部下水道施設課			

縮尺 1:200

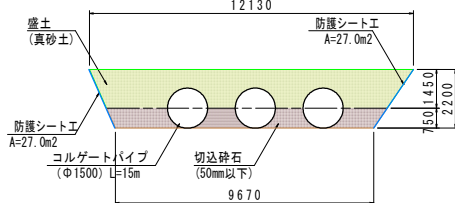


(円形 I 形 フランジ型 (メッキ仕上げ) $\phi 1,500$)

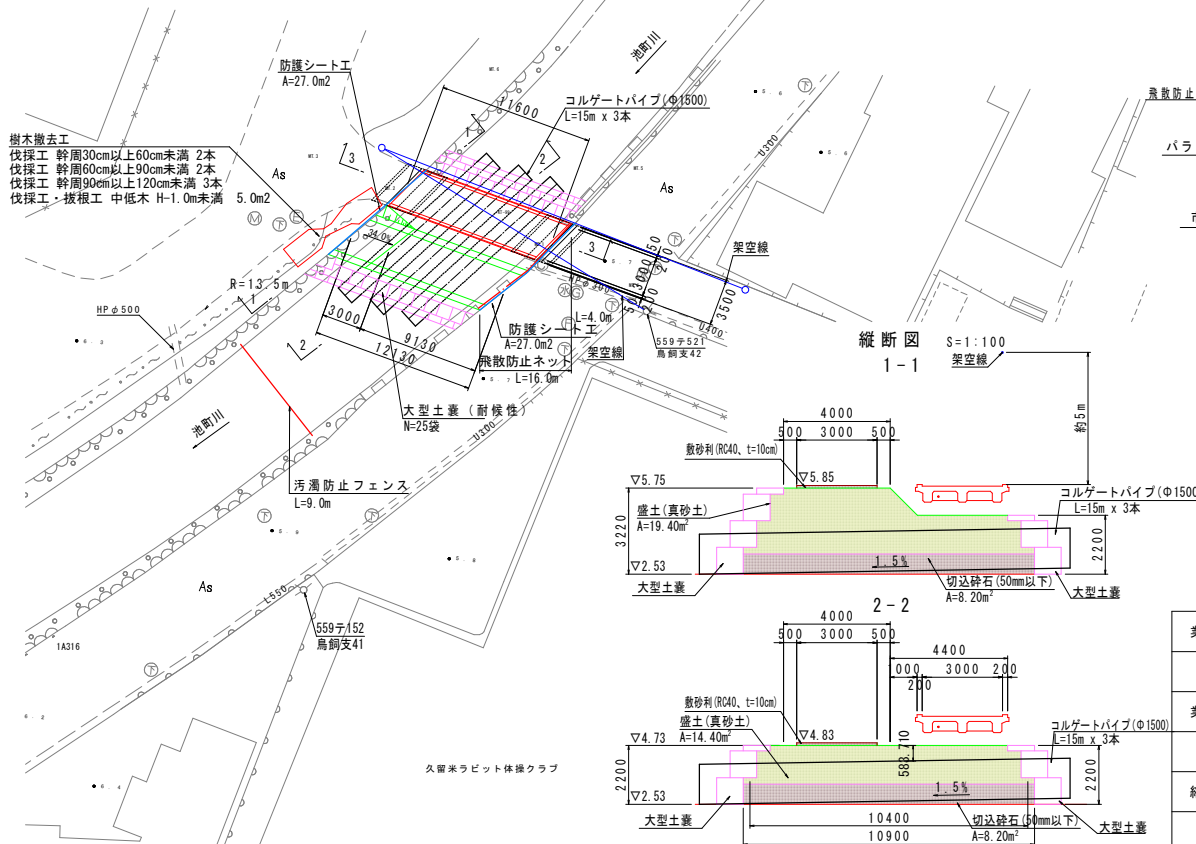
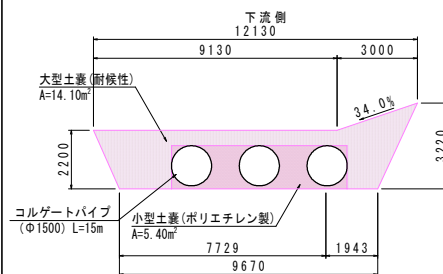
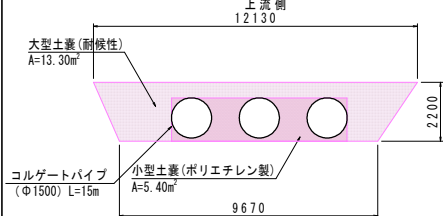
縮尺 $S = \text{free}$



3 - 3



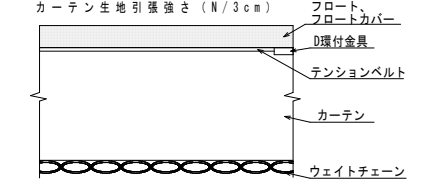
上 述 但



- (1) 植栽帯撤去
- (2) 汚濁防止フェンス設置
- (3) コルゲートパイプφ1500×3本設置
- (4) 土のう設置
- (5) 碎石敷設
- (6) 重機足場用盛土
- (7) 飛散防止ネット設置
- (8) 床版、主桁撤去
- (9) 横桁（橋台部）撤去

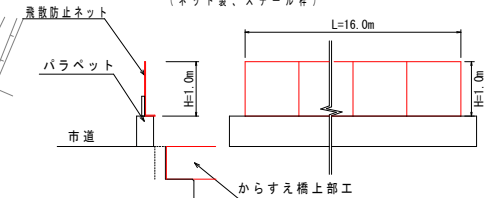
※解体中に上部工が落下しないよう、主桁は1本ずつ破砕解体し、土嚢等で転倒抑制対策を行い撤去すること。

(単独フロートΦ300 高さ1×長さ20m
カーテン生地引張強さ (N/3cm) 2



(ネット製、スチール枠)

S=1 : 50



業務年度	令和 8 年度		
業務名	からすえ橋上部工撤去外業務委託		
業務場所	久留米市津福本町		
図面名	仮設計画図（参考）		
縮 尺	図 示	図面番号	3 / 3
久留米市企業局上下水道部下水道施設課			